# 令和3年 第7回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条による許可申請について	R3.7.1	許可
	2	農地法第3条による許可申請について	R3.7.1	許可
	3	農地法第3条による許可申請について	R3.7.1	許可
議案第2号	1	農地法第5条による許可申請について	R3.6.1	承認 (進達)
議案第3号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R3.7.1	承認
議案第4号	1	非農地証明願いについて		許可
議案第5号	1	空家に付随した農地の指定について	R3.7.1	指定
報告	1	農地法第5条第1項第8号に係る農地転用不要届について	R3.7.1	受理
報告	1	農地法第18条第6項の規定による合意解約について	R3.7.1	受理
	2	農地法第18条第6項の規定による合意解約について	R3.7.1	受理
	3	農地法第18条第6項の規定による合意解約について	R3.7.1	受理

## 令和3年 第7回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第7回総会

**2 · 日 時** 令和3年7月1日(火) 午後15時00分~15時54分

3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4 · 付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 1件 議案第4号 非農地証明願いについて 1件 議案第5号 空家に付随した農地の指定について 1件 報告事項 農地法第5条第1項第8号に係る農地転用不要届出について 1件 報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 3件

その他 農地利用状況調査について

## 5 · 出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	0	久保田 保幸	4	0	松永 淳一郎	7	$\circ$	田代 美由紀
2	0	田代 修一	5	0	大串 勝美	8 (副会長)	0	岩永 嘉之
3	0	古川 法秋	6	0	前田 崇文	9 (会 長)	0	藤 俊信

#### 最適化推進委員

草野 正雄	福田 美登志	池田 俊彦	藤井 和義
岩永 敏郎	藤一郎		岸川 マサヨ

**農業委員会事務局** 井筒克己 永尾由美子 前田栄治

## ○農業委員会総会議事録

#### ○事務局

定刻になりましたので只今から令和3年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は梅雨の晴れ間といいますが真夏のような天気でして非常に暑い日が、そしてまた長く続いております。明日、明後日には雨が降るといった予報が出ておりますが、水稲においてはですねこう言う天気で田植え後の活着も非常によく、除草剤等の効きも良いのではないかと感じているところです。コロナについてですが、我々65歳以上の人は大部分の人がワクチンを接種されていて、私も今月上旬に2回目の接種を受ける予定です。若い委員さんもいらっしゃいますが、接種まで時間がもう少しかかると聞いています早く収束を願うばかりです。

本日、多くの案件を審議することになりますので、最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第3条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

#### ○議 長(会長)

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく ことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番(田代美由紀)、8番(岩永嘉之)委員にお願いします。

審議に入る前に報告事項を先に行いたいと思います。

農地転用許可不要届及び合意解約について事務局より説明をお願いします。

事務局より、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書のP30報告事項をお開き下さい。

~資料の読み上げ~

通常農地を農地以外の用途で利用する場合には、農地法第5条の転用許可が必要ですが、いくつかの例外規定があり、農地法第5条1項第8号に農林 水産省令で定める場合というのがあり、農地法施行規則第53条第1項第14号において、認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合は許可は 不要とされているため、届出のみをしていただいております。

今回は楽天モバイルの携帯電話基地局の設置となっております。

次に、議案書のP34をお開き下さい。

上段、○○○の○○○さんが農業公社を通して○○○○○○○さんの農地を借りておられましたが、作付けの条件が合わなくなったとのことで3月に解約し、5月末に返還をされています。解約後、5月総会にて別の方が契約される予定でしたが、撤回され、その後の調整を行っていたため、報告が遅くなり、申し訳ございませんでした。なお、所有者と公社との契約は令和8年2月までとなっておりますが、来年の5月末までに新たな耕作者が見つからない場合、公社との契約は解除され、○○○さんへ返還されることとなります。

続きまして、中段については、〇〇〇さんと〇〇〇さんで結んでおられた契約を解除されます。また、下段につきまして、〇〇〇さんと〇〇〇さんで結んでおられた契約を解除されます。この2件については、このあと農地法3条の申請をされておりますので、改めて審議をお願いすることとなります。以上報告します。

## ○議 長 (会長)

報告事項の農地転用許可不要届及び合意解約について説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

無いようですので、これで報告事項を終了します。

続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条規定による申請1番について議題とします。

申請1番に関しましては、私の家族の案件となりますので議事進行に関しまして副会長にお願いし一時退席します。

#### ○職務代理者(副会長)

それでは再開します。

事務局より、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書P1が申請内容で、P2からP3が資料となります。

~資料の読み上げ~

#### ○職務代理者(副会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

先週、現地確認を行いました。ブリスの縦道を山本方面へまっすぐ上って行くと会長の堆肥舎や金柑ハウスがある傍の土地になります。以前から利用 権設定をされ耕作もされていたようですので、大きな問題はないかと思われます。

#### ○職務代理者(副会長)

地区委員さん何か聞いてありますか。

## ○最適化推進委員

昨年度から話がありまして、私も相談に乗っていました。後継者がいらっしゃらなくて、どなたか購入していただけたらと言われていましたので、利用 権設定にて耕作されていた藤さんに話をもちかけ合意を得られたという事です。何ら問題はないと思われます。

## ○職務代理者(副会長)

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は申請1番から順に行います。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

それでは会長の入室をお願いします。

#### ○議 長 (会長)

再開します。

日程第2議案第1号農地法第3条規定による申請2番及び3番について一括議題とします。

採決は別々に行います。

事務局より、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書のP5が申請内容で、P6からP8が資料となります。

~資料の読み上げ~

続きまして議案書のP9が申請内容で、P10からP12が資料となります。

~資料の読み上げ~

## ○議 長 (会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

先週、現地確認を行いました。申請地は先程の会長案件の場所から桑木原方面へと少し下りた道沿いの場所になります。先ほどと同様で以前から利用 権設定を結ばれて耕作されていましたのでこれもまた問題ないかと思われます。

続きまして、申請地は〇〇〇地区となります。〇〇〇地区の〇〇〇手前左側に〇〇〇と続く道の入った直ぐのところになります。周囲は、譲受人の家族が耕作されている事もあって問題はないかと思われます。

## ○議 長 (会長)

○○○の農地に関しては私の担当地区になりますので補足説明をさせていただきますと、この農地は10年程前から譲受人が耕作されいるという事で 愛着もあられ、なにより価格も10アールあたり水張面積40万円という事もあり話がまとまりました。

では、○○○地区の推進委員さんお願いします。

#### ○最適化推進委員

以前から譲受人さんが耕作されて問題ないと思われます。

#### ○議 長 (会長)

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行います。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして

議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP13が申請内容で、P14からP17が資料となります。 ~資料の読み上げ~

## ○議 長 (会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○4番委員

先週、28日に現地確認を行いました。申請地は○○○地区です。国道202号線沿いの○○○という○○○さんから300メートルほど○○○地区の方へ進むと、○○○地区へと続く道沿いの周囲が住宅に囲まれ、北側には○○○川が流れているところです。所有権移転に関しましても、受人は渡人の祖母という事ですし、何ら問題はないかと思われます。

#### ○議 長(会長)

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案書P18が申請内容で、P19に航空写真を添付しています。

~資料の読み上げ~

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長 (会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手を求めます。

全員賛成により要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第4号非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書P20が申請内容で、P21からP24が資料となります。

~資料の読み上げ~

## ○議 長 (会長)

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3番委員

○○○地区の縦道から○○○団地方面へ向かう道途中の左側で、以前から住宅の敷地として利用されていた事もありますし、今年が初盆という事で急遽行われたという事で聞いております。問題ないかと思われます。

## ○議 長 (会長)

私の担当地区でもありますので補足説明をさせていただきますと、以前から車を停めるところがなかったという事で畑を以前から駐車場として利用されていましたが、初盆もありコンクリート舗装されたという事です。農業委員会からの指導を受け申請したとの事です。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

#### ○最適化推進員

こういった場合、通常は復元するんですよね。

#### ○議 長(会長)

大体ははですね。

先日、ある国会議員がこの様な事を許すと農業委員会は要らないのではという意見も出ていましたとおり、本当は復元するか転用申請するかです。 事務局から補足がありましたらお願いします。

## ○事務局

このような申請は、相続等で名義が変わり聞取りを行っても過去の内容が詳細に不明である事が多く事務処理に時間を要す案件がほとんどです。 推進委員さんのおっしゃる通り復元して頂くのが当然ですが、このケースで行きますとコンクリートを外し畑に戻してくださいとはなかなか言えない ところもあります。事務局としても「農地を農地以外にするには許可を受ける必要がある」という事を、農地所有者さんに周知を徹底しなければならないと思っています。

## ○議 長 (会長)

委員の皆さんも地域をまわられて、無断転用を未然に防げるようパトロールを徹底してください。農地に何かされている場合は、農業委員会に届け出・ 申請が必要な旨の指導をお願いします。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第5号空家に付随する農地の指定申請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

農地法第3条において、農地の権利を取得できるのは権利取得後に事業に供する面積が北海道では2ヘクタール、都道府県では50アール以上の農地 を経営する農業者とされていますが、地域の実情により、この下限面積は「別段の面積」として設定することができるとされています。

有田町においては、管内に遊休農地等が相当程度あること、また、下限面積の設定により周辺の農地の効率的な利用等に影響がないことなどの要件を

基に令和3年3月の総会において、有田町の空物件インフォメーションに登録した物件とともに売買を行う「空家に付随する農地」に限り、別段面積を 1~イベイとして設定し、「有田町空家に付随した農地の別断面積取り扱い要綱」を定めたところで、今回が初めての申請となります。

~資料の読み上げ~

要綱の中で適用条件として定めている、①空き物件インフォメーションへの登録、②耕作が可能な農地で現所有者等による管理がこの後できないこと、③空家と農地の所有者が同一であることなどの要件を満たしており、指定については特段の問題はないと考えます。この要綱による所有権移転までの流れについては別紙資料をご覧ください。4月に事前相談があっており、5月に②空き物件インフォメーションへの登録がなされております。そして今月③申請があり、28日に現地確認委員さんに確認をしていただいております。今回の案件は、空家に付随する農地としての指定の可否についてとなります。本日指定をするということで決議をいただいた場合、⑦の公示及び申請者へ通知をし、下段の所有権移転の手続きに移ることとなります。この別段面積の適用はあくまで農地法3条により農地を農地のまま権利移動するのとなりますので、後日譲受人が農地法3条の申請をしていただき、総会にて審議をお願いすることとなります。

## ○議 長 (会長)

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

#### ○4番委員

6月28日に現地確認を行いました。申請地は○○○地区です。県道大木有田線沿いの○○○製陶所から80メートルほど行った左側の小道を入った 小高い丘になっている場所でした。事務局からも説明がありましたとおり、所有者が死亡されており住宅は空き家の状態となっています。その空き家 の裏手の小高い所が申請地の畑で、柿の木・栗の木・みかんの木等が植わっていました。住宅に附随していなければすぐに荒れてしまうような状態にな ると思われます。北側は山林の地目です。空き家に付随する農地として申請されておりますので、問題ないかと思われます。

#### ○議 長 (会長)

質問のある方は、挙手をもって質問してください。 初めての案件ですので、分からない事があったら質問して下さい。

議案書のP25が申請内容で、P26からP29が資料となります。

#### ○1番委員

この案件は、期限付きですか。

#### ○事務局

本来、農地は農業者でしか購入は出来ませんが、農地を売買する時に所有者さんが死亡されていて空き家と農地をセットで売買する事が出来るようになりました。

## ○議 長 (会長)

特例で空き家に付いている農地は、農家以外でも購入出来るという事ですよね。

## ○1番委員

期限もあるんでしょ。

## ○事務局

売買については、出来るかどうかというところで1年以内に農地法3条申請をしてくださいとなっています。所有権も期限付きではなくて、申請までの期限付きです。あくまでも所有権は移転することとなります。

## ○議 長 (会長)

他にありませんか。

## ○最適化推進委員

この案件は登録を目的とした申請ですね。

#### ○事務局

そうです。

## ○議 長 (会長)

通常、農地は5反持っていないと購入することが出来ないので、3条で非農家の方が申請された場合などがこの空き家に付随した指定された農地が申請されるという事になります。

## ○4番委員

農地の広さの制限等はありますか。

#### ○事務局

前農業委員さんにて協議をしていただきました内容をお伝えしますと、有田町は県内での取り扱いが遅く県内の状況をお伝えしますと10 アールからという市町が多く運用を始められましたが、10 アールよりも面積が少ない事が多く最近では1 アールへと引き下げをされています。当町におきましても1 ヘイベイ(0 1 アール)からとしました。まちづくり課に空き家としての登録が必要で、その際にのうちの有無を登録しておく必要があります。なお、5 反所有されている方が買おうとされる場合は、この運用ではなく通常の3 条での移転が可能です。

#### ○4番委員

空家と農地と附随するですが、離れていてもいいんですか。

## ○事務局

ちゃんと通作され維持できるのであれば。

## ○議 長 (会長)

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号空家に付随する農地の指定申請1番について、指定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番について、指定されました。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。 これにて、令和3年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。 次回は、8月2日(月)の予定です。

総会 15時54分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名 藤 俊信

署 名 7番 田代 美由紀

署名 8番 岩永 嘉之

書 記 永尾 由美子